



預金保険制度について

■ 信用金庫への預金は、預金保険制度により守られています。

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。信用金庫、信金中央金庫、国内に本店のある銀行、信用組合、労働金庫などが同制度に加入しています。

具体的な預金者保護の方法としては、預金保険機構が預金者に直接保険金を支払う「ペイオフ方式」と、破綻した金融機関に預け入れられている保険対象預金等のうち付保預金額をその事業とともに健全な金融機関に移管し、その際必要な資金を預金保険機構が援助する「資金援助方式」があります。

なお、決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3要件を満たすもの。当金庫では無利息型普通預金・当座預金等が該当します)については全額保護されますが、決済用預金以外の預金保険対象商品については預金者お一人当たり1金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。

預金保険の対象商品	決済用預金(※) ●当座預金 ●利息のつかない普通預金 など	全額保護
	一般預金等 ●定期預金 ●利息のつく普通預金 ●貯蓄預金 ●通知預金 ●定期積金 など	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります)
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 など	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります)

※「決済用預金」とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。当金庫の取扱商品では、「当座預金」および「無利息型普通預金」等が決済用預金に該当します。



信金中央金庫について

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として業界発展のために各種事業を展開しております。

信用金庫とは余裕資金の効率運用、為替・資金の集中決済、業務機能の補完等日常業務において深く関わっているほか、信用金庫経営力強化制度の運営、信用金庫に対する経営相談、信用金庫への資本支援、有価証券ポートフォリオ相談等を通じて信用金庫業界の信用力の維持・向上に大きな役割を担っております。また、金融経済情勢、新金融商品、IT等の各種経営参考情報の提供を行う等、シンクタンク・コンサルタント・ホームドクターとしての機能も併せ持っております。

当金庫も会員信用金庫として、上記各種事業等を通じて密接な関わりを持っております。

■ 信金中央金庫の概要 (令和3年3月末現在)

所在地	東京都中央区八重洲1-3-7	TEL03-5202-7711
創業	昭和25年6月	
総資産	43兆6,541億円	
資金量	35兆5,621億円	
出資金	6,909億円(優先出資金含む)	
会員数	254金庫	
主な業務	信用金庫のセントラルバンク/機関投資家としての役割/地域金融機関としての役割/預金業務/融資業務/国際業務/投資相談業務、その他	
格付	A+(R&I)	AA(JCR)
	<small>(令和3年6月末現在)</small>	
当金庫の信金中央金庫預け金残高	<small>(令和3年3月末現在)</small> 670億円	

信用金庫経営力強化制度

